

1 共通事項

( 1 ) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、碧南市とする。

( 2 ) 助成対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積） 8 月 1 日において転用、かい廃が行われていないこと。

( 3 ) 生産調整実施者の確認方法

「水稲生産実施計画書 兼 水稲共済細目書異動申告票 兼 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等営農計画書（助成金申請書）」（以下「営農計画書」という。）により確認。営農計画書の記載内容については現地の作付状況を確認。

( 4 ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第三課から提供された情報による。

( 5 ) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

同一ほ場において複数の用途（麦・大豆）に取り組んだ場合、どちらか一方について助成。なお、転作作物作付助成（高度利用助成）については、同一ほ場において複数の用途（麦・大豆）に取り組んだ場合にのみ交付する。また、転作作物作付助成と農地流動化助成の両方の要件を満たす場合、転作作物作付助成と農地流動化助成ともに交付する。

( 6 ) その他の共通事項

助成対象者

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、生産数量目標の配分を受けていない、または、集荷円滑化に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。また、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者等であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領（平成 18 年 11 月 1 日付け 18 総食第 778 号農林水産省総合食料局長通知。以下「運用要領」という。）第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に

係る水稲の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知)第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

#### 本協議会の区域外にある水田の取扱い

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。

## 2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

### (1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		52,262,000	52,262,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	3,410,000		0		3,410,000	0
	担い手集積加算	612,000			612,000		0
計		56,284,000	52,262,000	0	612,000	3,410,000	0

### (2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業					担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額						
731	転作作物作付助成(限定なし)	130.0	41,600,000	0	0		41,600,000	基本額：10,000 追加額：22,000	3月下旬		
G11	転作作物作付助成(担い手限定)	78.6	7,862,000	0	0		7,862,000	10,000	3月下旬		
G11	転作作物作付助成(高度利用助成)	61.2	0	0	612,000		612,000	1,000	3月下旬		
531	農地流動化助成	16.7	2,500,000	0	0		2,500,000	15,000	3月下旬		
7D3	協議会運営費		300,000	0	0		300,000		随時		
	米価下落等の補てん(基本部分)	136.4				3,410,000	3,410,000	2,500	3月下旬		
	米価下落等の補てん(担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)						0	0		
計			52,262,000	0	612,000	3,410,000	56,284,000				

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) - 1 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（限定なし） （団地化助成）
使途の分類 （記号番号）	731
具体的内容 [支出の項目]	ブロックローテーションにより団地化された水田において、麦又は大豆の作付けを行った場合、地権者に対し作付面積に応じて助成を行う。
効果	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>麦、大豆について、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、高品質・安定生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた作付けの目標達成及び産地づくりの推進に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>助成対象者</p> <p>1 次のすべてを満たす地権者 共通事項の（6）その他共通事項に記載されている助成対象者 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化され、権原に基づき下記の対象作物を作付けしている者。</p> <p>対象作物 麦又は大豆</p> <p>助成水田 共通事項の（2）の助成の対象となり得る水田のうち、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化された水田</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物の収穫年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）が行われていないこと。</li> <li>・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。</li> <li>・加算額は、地権者がビジョンに定めた担い手に全作業を委託した場合に交付する。ただし、対象農地が相続税の納税猶予特例を受けている場合については、基幹作業（耕起・播種・収穫）のみ委託した場合も</li> </ul>

	<p>交付の対象とする。また、地権者と担い手が同一の場合は全作業を委託したものとみなし、加算額を交付する。</p>				
<p>確認方法</p>	<p>作付面積  実測、土地登記簿等の公的資料との照合等  通常の収穫、通常の肥培管理及び水稻の作付けが行われていないこと  現地見回り（麦確認：5月下旬、水稻の作付けが行われていないこと：7月下旬、大豆確認：10月下旬）  相続税の納税猶予特例を受けていること  農地台帳、土地登記簿等の公的資料との照合等  その他  ・ブロックローテーション計画の写し  ・受委託契約書の写し  ・担い手であることはビジョンで確認</p>				
<p>助成水準  [積算根拠]  (助成額の算定方法)</p>	<p>10aあたりの助成額</p> <table data-bbox="571 913 927 992"> <tr> <td>基本額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>22,000円</td> </tr> </table>	基本額	10,000円	加算額	22,000円
基本額	10,000円				
加算額	22,000円				
<p>単価調整の方法</p>	<p>「転作作物作付助成(限定なし)」及び「転作作物作付助成(担い手限定)」に係る費用の合計が不足した場合の単価調整の方法  「転作作物作付助成(限定なし)」及び「転作作物作付助成(担い手限定)」に係る費用の合計が不足し、他の用途からの余剰額を流用してもなお不足する場合、加算額を下記の方法により単価調整する。</p> <p>調整後の単価 = (「転作作物作付助成(限定なし)」 + 「転作作物作付助成(担い手限定)」 - 転作作物作付助成(限定なし)の基本額) × 70% / 助成対象水田面積合計  式中の活用額は流用後の額とし、「転作作物作付助成(担い手限定)」には高度利用助成の活用額は含まないものとする。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合は、これを切捨てたものを調整後の単価とする。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができるものとし、不足する場合は他の用途からの流用ができるものとする。なお、活用額が不足する場合においても「農地流動化助成」に係る費用が不足した場合、当該用途に限り流用することができるものとする。</p>				

(ア) - 2 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>転作作物作付助成（担い手限定） （団地化助成）</p>
<p>使途の分類 （記号番号）</p>	<p>G 1 1</p>
<p>具体的内容 [ 支出の項目 ]</p>	<p>ブロックローテーションにより団地化された水田において、地権者から全作業委託により麦又は大豆の作付けを行った担い手に対して、作付面積に応じて助成を行う。ただし、対象農地が相続税の納税猶予特例を受けている場合については、基幹作業（耕起・播種・収穫）のみ受託した場合も助成の対象とする。</p>
<p>効果</p>	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。 麦、大豆について、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、高品質・安定生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた作付けの目標達成及び産地づくりの推進に資する。 麦、大豆について、担い手が全作業受託することにより、担い手の育成になるとともに、水田農業の構造改革の推進に資する。 計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
<p>助成要件 [ 支出の対象 ]</p>	<p>助成対象者 1 次のすべてを満たすビジョンに定めた担い手 共通事項の（6）その他共通事項に記載されている助成対象者 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化され、全作業受託（相続税の納税猶予特例を受けている農地については基幹作業（耕起・播種・収穫）のみの受託）により下記の対象作物の作付作業を実施している実際の耕作者又は生産集団。（法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては、当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。） 対象作物 麦又は大豆 助成水田 共通事項の（2）の助成の対象となり得る水田のうち、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化された水田</p>

	<p>相続税の納税猶予特例を受けていること 農地台帳、土地登記簿等の公的資料との照合等 その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物の収穫年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）が行われていないこと。</li> <li>・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。</li> </ul>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理及び水稻の作付けが行われていないこと 現地見回り（麦確認：5月下旬、水稻の作付けが行われていないこと：7月下旬、大豆確認：10月下旬） その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロックローテーション計画の写し</li> <li>・受委託契約書の写し</li> <li>・担い手であることはビジョンで確認</li> </ul>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>10aあたりの助成額  10,000円</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>「転作作物作付助成(限定なし)」及び「転作作物作付助成(担い手限定)」に係る費用の合計が不足した場合の単価調整の方法 「転作作物作付助成(限定なし)」及び「転作作物作付助成(担い手限定)」に係る費用の合計が不足し、他の用途からの余剰額を流用してもなお不足する場合、助成額を下記の方法により単価調整する。</p> <p>調整後の単価 = (「転作作物作付助成(限定なし)」 + 「転作作物作付助成(担い手限定)」 - 転作作物作付助成(限定なし)の基本額) × 30% / 助成対象水田面積合計 式中の活用額は流用後の額とし、「転作作物作付助成(担い手限定)」には高度利用助成の活用額は含まないものとする。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合は、これを切捨てたものを調整後の単価とする。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができるものとし、不足する場合は他の用途からの流用ができるものとする。なお、活用額が不足する場合においても「農地流動化助成」に係る費用が不足した場合、当該用途に限り流用することができるものとする。</p>

(ア) - 3 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>転作作物作付助成（担い手限定） （高度利用助成）</p>
<p>使途の分類 （記号番号）</p>	<p>G 1 1</p>
<p>具体的内容 [ 支出の項目 ]</p>	<p>ブロックローテーションにより団地化された水田において、地権者から全作業委託により麦及び大豆の作付けを行った担い手に対して、作付面積に応じて助成を行う。</p>
<p>効果</p>	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。 麦、大豆について、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、高品質・安定生産が図られ、地域水田農業ビジョンに掲げた作付けの目標達成及び産地づくりの推進に資する。 麦、大豆について、担い手が全作業受託することにより、担い手の育成になるとともに、水田農業の構造改革の推進に資する。 計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
<p>助成要件 [ 支出の対象 ]</p>	<p>助成対象者 1 次のすべてを満たすビジョンに定めた担い手 共通事項の（６）その他共通事項に記載されている助成対象者 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化され、全作業受託により下記の対象作物の作付作業を実施している実際の耕作者又は生産集団。（法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては、当該生産集団の構成員全員的水稻作付面積（運用要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。） 対象作物 麦及び大豆 助成水田 共通事項の（２）の助成の対象となり得る水田のうち、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により、ブロックローテーションにより団地化された水田 その他の要件 ・対象作物の収穫年度に水稻の作付け（運用要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）が行われ</p>



	<p>ていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。</li> </ul>
確認方法	<p>作付面積  実測、土地登記簿等の公的資料との照合等  通常の収穫、通常の肥培管理及び水稻の作付けが行われていないこと  現地見回り（麦確認：5月下旬、水稻の作付けが行われていないこと：7月下旬、大豆確認：10月下旬）  その他  ・ブロックローテーション計画の写し  ・受委託契約書の写し  ・担い手であることはビジョンで確認</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>10 aあたりの助成額    1,000円</p>
単価調整の方法	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る  ことが明らかになった場合の単価調整の方法  調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定し  た面積 / 営農計画書による申請面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。  なお、活用額が不足する場合において、産地づくり事業からの流用は  行わないものとする。</p>

(ア) - 4 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	農地流動化助成 (利用集積助成)
使途の分類 (記号番号)	531
具体的内容 [支出の項目]	市内水田を担い手が集積した場合、担い手に集積した地権者に対し面積に応じて助成を行う。
効果	<p>地権者に助成することにより、水田が担い手に集積しやすい環境を作り、担い手に面的にまとまりのある利用集積を推進することができる。これにより担い手の規模拡大が進み、担い手の育成になるとともに水田農業の構造改革推進に資する。</p> <p>ブロックローテーションによる水稲と転作作物の作付の適地適作を推進することが容易となり、米の生産調整の推進に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>助成対象者</p> <p>1 次のすべてを満たす者          共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者          ビジョンに定めた、碧南市に拠点を置くJAあいち中央営農部会員である担い手に集積した地権者</p> <p>助成水田          共通事項の(2)の助成の対象となり得る水田のうち、12月末までに設定期間3年以上の利用権設定を新規に行った碧南市内にある水田</p> <p>交付回数          新規設定年度の1回</p> <p>その他の要件          利用権設定時、当該利用権の設定期間が満2年を超え3年に満たない場合で、当該利用権の設定期間内に、担い手の権原により3作以上の水稲又は麦の作付・収穫が完了すると想定される場合、当該水田は助成水田と看做す。</p> <p>既に碧南市に拠点を置くJAあいち中央営農部会員である担い手に集積されている水田及び、過去の産地づくり対策において同様の助成を受けた水田については、助成水田から除外するものとする。</p> <p>助成金交付後、地権者側の事由により、設定期間が3年に満たずに当該利用権設定を解除した場合は、設定年度に交付した助成金全額を返還するものとする。ただし、解除時点での設定期間が満2年を超え3年に満たない場合で、当該年産の水稲又は麦の収穫が完了している場合はこの限りでない。</p>
確認方法	<p>碧南市に拠点を置くJAあいち中央営農部会員          JAあいち中央より提供された情報</p>

	<p>碧南市に拠点を置くＪＡあいち中央営農部会員に集積した地権者、その設定及び解除の状況並びに設定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・碧南市より提供された情報</li> <li>・利用権設定の写し</li> </ul>
<p>助成水準 [ 積算根拠 ] ( 助成額の算定方法 )</p>	<p>10 a あたりの助成額</p> <p style="text-align: center;">15,000円</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る ことが明らかになった場合の単価調整の方法</p> <p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所用額が上回 ることが明らかになった場合、「転作作物作付助成（限定なし）」、「転作 作物作付助成（担い手限定）」又は「協議会運営費」より費用を流用する ものとし、単価調整は行わない。また、活用額に余剰が生じたときは、 他の用途に流用できるものとする。</p>

(ア) - 5 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7 D 3
具体的内容 [支出の項目]	地域協議会の運営を行うのに必要な経費(地域協議会出席者謝金、事務に係る備品・消耗品の購入経費、通信運搬費、口座振込みに係る経費等の事務経費)
効果	協議会運営費を活用し、交付金の使途の名称の全ての使途の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られることで、米の生産調整の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進及び水田農業の構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	謝 金：地域協議会出席者謝金 事務経費：地域協議会事務に係る備品・消耗品費、郵送代、口座振込みに係る手数料等
確認方法	謝 金：会議開催通知、出席者名簿 事務経費：領収書、交付金交付対象者一覧表、振込依頼書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝 金 ・協議会 1回×26人×4,000円=104,000円 事務経費 ・参考図書 30,000円 ・啓発用パンフレット 1,200部×100円=120,000円 ・ゴム印等 4,000円 ・郵送代 420人×80円=33,600円 ・口座振込みに係る手数料 20人×420円=8,400円
単価調整の方法	本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る ことが明らかになった場合の単価調整の方法 本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上 回る ことが明らかになった場合、協議会構成団体の助成金により不足分を 補うものとする。また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用 できるものとする。

(イ) 稲作構造改革促進事業

<p>助成金の使途の名称</p>	<p>米価下落格差助成</p>
<p>助成要件</p>	<p>助成対象者          共通事項の(6)その他共通事項に記載されている助成対象者のうち、本年産の主食用水稲の作付を行っている者で、品目横断的経営安定対策に加入していない者。          助成水田          共通事項の(2)の助成の対象となり得る水田のうち、助成対象者が作付確定面積の範囲内で主食用水稲の作付けを行った水田。</p>
<p>確認方法</p>	<p>助成対象者          共通事項の(3)及び(4)により確認          品目横断的経営安定対策に加入していない者          東海農政局地域第三課及びJ Aあいち中央より提供された情報          助成水田          共通事項の(2)により確認</p>
<p>助成水準</p>	<p>10aあたりの助成額          2,500円</p>
<p>基準収入及び          当年産収入の算出方法</p>	<p>基準収入の算出方法          基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5ヵ年における各年産の10a当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3ヵ年の平均により算出するものとする。          の各年産の10a当たり稲作収入については、各年産の60kg当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10a当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。          ただし、10a当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7ヵ年の市町村別10a当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5ヵ年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。          の米穀の60kg当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平</p>

	<p>成 17 年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成 17 年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位 3 銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が 2 銘柄である年産については、当該 2 銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が 1 銘柄である年産にあつては当該 1 銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年 3 月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から 5 年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から 5 年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>当年産収入の算出方法</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の 1 月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、上記の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を上回る場合は、助成水準を補てん価格とする。</p> <p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9 が、助成水準を下回る場合は、これにより算出した単価を補てん単価とする。</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稲作付面積を a 換算したものに 10 a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。なお、対象面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合の単価調整の方法</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>

#### 4 需要量に関する情報

##### ( 1 ) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

( 単位 : トン )

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報	生産数量目標の補正
		1,658
合 計	1,658	

##### ( 2 ) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

( 単位 : トン )

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		1,658